

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省23-31)

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)					
施策の概要	公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。					
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	2,349,950	1,989,288	1,690,837	1,600,209
		補正予算(b)				
		繰り越し等(c)			(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	2,349,950	1,989,288	(※記入は任意)	
執行額(千円)	2,212,618	1,806,796	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 公健法に基づく補償給付の支給の進捗状況	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	-	-	-
		年度ごとの目標値						
	2 健康被害予防事業等の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	-	-	-
		年度ごとの目標値						
	3 公害保健福祉事業の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	-	-	-
		年度ごとの目標値						
	4 環境保健対策基礎調査及び公害健康被害補償基礎調査の実施状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	-	-	-
		年度ごとの目標値						

施策に関する評価結果	目標の達成状況	公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進並びに環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の補償を着実に実施するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めた。
	目標期間終了時点の総括	公健法による被認定者に対する補償及び公害健康被害予防事業等については、地方公共団体等への事務費交付金、補助金の適切な交付により、迅速かつ公正で効果的・効率的に実施する。さらに大気汚染の状況について、幹線道路沿道における局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査及び環境保健サーベイランス調査の結果を患者会に説明し、リスクコミュニケーションに努める。

学識経験を有する者の知見の活用	補償給付については、指定疾病に係る専門家からなる認定審査会における審査をもって適正な給付を確保している。また、環境汚染による健康影響の継続的監視においては、臨床、疫学等の専門家からなる検討会において調査方法の妥当性、結果の評価を行っている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部 企画課 保健業務室	作成責任者名	宮島 道也 加藤 祐一	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-----------------	--------	----------------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2
(環境省23-32)

施策名	目標7-2 水俣病対策					
施策の概要	水俣病については、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法等に基づき、水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化を図る。また、水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究を進める。					
達成すべき目標	水俣病認定者に対する迅速な補償給付。水俣病発生地域の再生・融和の促進。我が国の経験や技術を活かした情報発信と国際貢献。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	12,034,395	12,103,245	13,235,964	15,035,487
		補正予算(b)	△ 387,304	△ 1,328,094	672,543	0
		繰り越し等(c)	0	40,373,534	11,521,346	
		合計(a+b+c)	11,647,091	51,148,685	25,429,853	
	執行額(千円)	8,562,953	49,048,800	22,933,959		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」					

測定指標	1 水俣病患者に対する療養費の支給の進捗状況	/	施策の進捗状況(実績)	目標値
			水俣病患者手帳等保有者に対する療養費(はりきゆう施術費・温泉療養費含む)を着実に支給。	年度 —
	2 水俣病発生地域における医療・福祉事業の進捗状況	/	施策の進捗状況(実績)	目標
			胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の生活支援、神経症状の緩和、運動障害等の改善・維持につながるリハビリテーションの実施等の事業を、地方公共団体等と連携して実施。	年度 —
	3 水俣病関連情報発信事業(講座・研修等)の進捗状況	/	施策の進捗状況(実績)	目標
			水銀による環境汚染等の問題を抱える東・東南アジアの国々を中心に、若手の環境行政担当者等を水俣に招聘し研修を行うとともに、環境問題・地域再生に関心のある市民、教育関係者、環境・教育を学ぶ学生、自治体、企業を対象としたセミナーを開催。	年度 —

施策に関する評価結果	目標の達成状況	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」に基づき、あたら限りの救済に向けて最大限の努力を行った。具体的には、平成23年末の申請状況についての被害者団体との意見交換等を踏まえて、平成24年2月に申請期限を同年7月末と設定し、国、関係県、原因企業等による、精力的な周知広報を実施した。また、救済措置に加えて、引き続き水俣病問題の解決を図るために、同年2月に、「水俣病問題の解決に向けた当面の取組について」を公表し、水俣病に関する健康調査、医療・福祉施策の充実、地域の再生・融和(もやい直し)の推進や地域振興に重点を置いた様々な施策をとりまとめ、講じているところである。
	目標期間終了時点の総括	特措法に基づく救済措置については、平成24年7月末の申請期限までの間、引き続き、あたら限りの救済のために、周知広報等に最大限の努力を行っていく。また、特措法に基づき水俣病発生地域における医療・福祉施策を着実に進めているところであるが、高齢化が進む胎児性水俣病患者とその御家族の方など関係の方々が、生涯にわたって安心して住み慣れた地域で暮らしているよう、今後は胎児性患者1人1人の個別の実情に合わせた長期・短期的な生活支援等の在り方について検討を行いながら、水俣病発生地域における医療・福祉施策の充実を図る必要がある。また、水俣病に関する偏見・差別の解消を図り、地域社会の絆を修復するため、一層の地域の融和(もやい直し)を進めていく必要がある。更には、水俣病発生地域においては、地域社会の疲弊が著しく、地域の振興、雇用の確保に関する取組が急務であることから、24年度から開始する「環境首都水俣創造事業」により取組の加速化を図る必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	特殊疾病対策室	作成責任者名	大坪寛子	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	---------	--------	------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2
(環境省23-33)

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策					
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。					
達成すべき目標	石綿健康被害の救済対象者に、広く制度の存在を周知し、法に基づき被害者の救済を図る。石綿健康被害の予防に関する調査研究の推進。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	759	795	750	688
		補正予算(b)				
		繰り越し等(c)			(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	759	795	(※記入は任意)	
執行額(千円)	698	667	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 石綿法に基づく認定業務の推進状況	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	-	-	-
	年度ごとの目標値			-	-	-	-	
	2 認定者に対する療養費の支給の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	-	-	-
	年度ごとの目標値			-	-	-	-	
	3 7地域における健康リスク調査の進捗状況		施策の進捗状況(実績)					目標
								年度

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、平成23年度末までに7,510件(平成22年度末:6,732件)が認定されており、被害者の救済は着実に進んでいる。</p> <p>○平成22年度調査の結果、受診者は2,721人であった。石綿ばく露特有の所見である胸膜プラークが見られた者は724人であり、また、724人のうち職業等によるばく露歴が確認できない者(一般環境経路による石綿ばく露を否定できない者)者は259人であった。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>上記の達成状況のとおり、石綿健康被害の救済対象者に、広く制度の存在を周知し、法に基づき被害者の救済を図るとともに、石綿健康被害の予防に関する調査研究を推進した。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	石綿健康被害対策室	作成責任者名	桑島昭文	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-----------	--------	------	----------	---------

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究					
施策の概要	健康被害をもたらしている可能性が指摘され、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない種々の環境因子について、調査研究を推進する。また、既に明らかになっている知見について、一般に分かりやすく情報提供を行い、必要な対処等を行うよう意識啓発を進める。 ①花粉症についての情報や花粉の飛散予測等について、一般に情報提供を行い、花粉症の発症・増悪の予防を進める。 ②黄砂の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。 ③熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について、科学的な知見を収集し、一般に普及啓発を行う。					
達成すべき目標	花粉症、黄砂の健康影響、熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般に普及啓発を図					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	27,040	30,453	24,393	23,617
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰り越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	27,040	30,453	24,393	
	執行額(千円)	26,796	26,292	24,265		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1 熱中症対策講習会受講者数 (当該講習会は平成24年度より実施)	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	-	-	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-
	2 花粉飛散の予測モデルの精緻化及び花粉症についての普及啓発の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	-	-	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-
	3 黄砂による健康影響についての調査研究の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
-		-	-	-	-	-	-	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	昨年度から進捗が見られたが、更なる推進のためには以下の課題が残った。
	目標期間終了時点の総括	○花粉症については、花粉総飛散量や花粉飛散開始・終息時期の予測モデルの精緻化が進むとともに、新たに飛散ピーク時期の予測を実施する等の進捗があった。 ○黄砂の健康影響については、知見の収集を進めるとともに、疫学的手法を用いた分析を行うためのデータの収集を行った。今後は、収集したデータに基づき、更に分析を行い調査研究を進める必要がある。 ○熱中症についての知見の収集を進めるとともに、マニュアル等を用いて更なる普及啓発を進めることができた。しかし、猛暑により熱中症による死者が大幅に増加する等の状況もあり、かつ近年夏季の節電が求められていることにより、今後更なる普及啓発を進める必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	専門家による検討会を開催し、花粉飛散予測の精度向上のための予測式見直しや、適切な情報提供の方法について、意見聴取を行い反映。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成23年度花粉症に関する調査・検討業務報告書 平成23年度黄砂による健康影響調査検討業務報告書 熱中症環境保健マニュアル等の普及啓発用印刷物
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 環境安全課	作成責任者名	早水 輝好	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-------------	--------	-------	----------	---------